

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5 杉選第 346 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 6 年第 16 回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和 6 年 5 月 1 日 (水)		午前 11 時 00 分から 午前 11 時 55 分まで		
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	議案 第 10 号	杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する住民監査請求に対する抗弁書の提出について			決定
	その他				—
委員長	これから令和 6 年第 16 回の定例会を開催します。				
	＜杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する住民監査請求に対する抗弁書の提出について＞				
委員長	議案第 10 号について事務局から説明をお願いします。				
局長	令和 6 年 4 月 15 日に監査委員から選挙管理委員会宛通知を受けました「杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する住民監査請求に対する抗弁書の提出及び関係職員からの説明聴取について」に対する抗弁書（案）を作成したのでお諮りするものです。 なお、本案件は現在杉並区監査委員で審議中のもので、一般に公開できないものです。よって、杉並区選挙管理委員会規程第 9 条第 5 項に基づき、非公開の決議を頂きたいのですがいかがでしょうか。なお、委員の賛成過半数で非公開となります。				
委員長	事務局から提案いただいたのですが、いかがでしょうか。				
小井委員	非公開にすると、資料等を含め閲覧等出来なくなるのですか。				
法規担当 係長	杉並区監査委員での審査期間が 6 月 4 日までとなっており、それまでに監査委員で結果を出すこととなります。請求人に対して結果を通知後、本委員会で審議した内容、資料の閲覧は可能となります。				
委員長	それでは本委員会を非公開にするか議決を行います。 非公開に賛成の方は挙手願います。3 人です。 非公開に反対の方は挙手願います。1 人です。 よって、本委員会は非公開となります。				
局長	これ以降の議案第 10 号については解除されるまで非公開となります。委員長進行をお願いします。				

委員長	議案第 10 号について事務局から説明をお願いします。
局長	<p>それでは抗弁書の内容について読み上げます。なお、内容がよろしければ決裁し、監査委員宛本日提出します。それでは読み上げます。</p> <p>抗弁書、杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する住民監査請求について、以下のとおり抗弁する。</p> <p>1 杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行について、この箇所は変更ありません。公職選挙法第 172 条の 2 の規定によれば、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、同法第 167 条から第 171 条までの規定に準じて、条例に定めるところにより、選挙公報を発行することができることとされている（なお、同法第 266 条の規定により、市に関する規定は、特別区に適用することとされている。）。これを受け、区では、杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行について「杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」（以下「選挙公報条例」という。）を制定し、選挙公報条例第 4 条で選挙公報における品位保持について規定した上で、選挙公報条例第 5 条第 1 項で選挙公報の掲載文については「原文のまま」掲載すると規定している。</p> <p>2 令和 5 年 4 月 23 日執行杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行と配布の予算執行について、この箇所は内容を整理し時系列で作成し直しました。なお、最初に区議会議員選挙の執行の根拠となる執行計画について説明しています。令和 5 年 4 月 30 日任期満了となる杉並区議会議員の選挙期日は、令和 4 年 11 月 2 日開催の選挙管理委員会で執行日を決定（議案第 56 号）、同年 12 月 13 日開催の同委員会において「令和 5 年 4 月 23 日執行杉並区議会議員選挙執行計画」（以下「選挙執行計画」という。）を決定した（議案第 60 号）。この計画に基づき令和 5 年 2 月 19 日に立候補予定者説明会を開催し、同年 3 月 13 日から立候補届出書類等の事前審査を開始した（審査は 4 月 15 日終了）。令和 5 年 4 月 23 日執行杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行に関する予算執行については「選挙執行計画」に基づき、以下のとおり執行した。</p> <p>(1) 選挙公報掲載文原稿用紙印刷等印刷請負契約、令和 5 年 1 月 5 日に契約を締結、同月 17 日に支出命令を行い、同月 20 日に 62,535 円を支払った。</p> <p>(2) 杉並区議会議員選挙の選挙公報印刷請負契約、令和 5 年 1 月 13 日付決裁により経理課長宛て契約依頼を行い、同月 27 日に契約を締結、同年 4 月 1 日に繰越明許に伴う支出負担行為、同月 16 日の立候補届出終了により公報紙面数が確定したため、同日に紙面数減に伴う契約変更を行う支出負担行為を行い、同年 6 月 9 日に支出命令を行い、同月 22 日に 3,046,648 円を支払った。</p> <p>(3) 選挙公報の各戸配布委託（単価契約）、令和 5 年 1 月 19 日付決裁により経理課長宛て契約依頼を行い、同年 2 月 6 日に契約締結、同年 4 月 1 日に繰越明許に伴う支出負担行為、同年 6 月 9 日に支出命令を行い、同月 20 日に 6,547,860 円を支払った。</p> <p>(4) 選挙公報等の配送委託（杉並区議会議員選挙）、この箇所は区の施設の例示を加えました。令和 5 年 4 月 1 日に契約締結し、同年 5 月 15 日に支出命令を行い、同月 19 日に 424,600 円を支払った。なお、本契約は「選挙公報の各戸配布委託（単価契約）」の補完措置として区施設（区民センター、図書館、駅広報スタンド等）のほか、区内不在者投票指定施設（病院、老人ホーム等）、区内郵便局などの所要施設等へ配布したものである。</p> <p>3 今回の措置要求に関する選挙管理委員会の見解、この箇所は特に変更はありません。(1) 選挙公報に掲載する原稿の表現規制に対する考え方、日本</p>

局長

国憲法第21条第1項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しており、これには事前抑制の禁止が含まれると考えられる。判例においても「表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。」（北方ジャーナル事件（最大判昭和61年6月11日））とされている。選挙公報条例第5条では、公職選挙法第169条第3項と同様に、選挙公報の掲載文については「原文のまま」掲載すると規定しているが、これは候補者の思想信条や主義・主張、有権者に伝える手続きを確保するためのもので、公権力からの不当な干渉を排除する意味合いを持つと解される。従って、立候補者から提出された選挙公報の原稿については原則として、原文のまま印刷し発行する手続きをとっており、本件において原文のまま掲載したことに違法性は存在しない。杉並区選挙執行規程（以下「選挙執行規程」という。）第79条は、「委員会 は、選挙公報条例第4条（選挙公報における品位保持）の規定に係る文言があると認めた場合は、候補者に対して、当該文言の訂正を求めることができる。」と規定しているが、選挙公報の掲載内容については、明らかな法令違反となるものであれば、当該法令による規制がありうる場所、そのような内容でない限りは、原則として選挙運動の自由が尊重され、この規定により、選挙公報掲載申請を行った候補者に対して訂正を求めることはできない。選挙管理委員会による候補者への訂正要求は、選挙運動に対する「選挙干渉」であると受け取られかねず、この観点からも事前規制になりかねない訂正を要求することには抑制的であるべきだと解する。

このような法令の趣旨は、戦前・戦中期における我が国での公権力による言論弾圧・粛清事件や思想統制政策への反省に立脚するもので、現行憲法体系下での表現規制には厳格な要件が求められていることから、当委員会においても規制は、抑制的に行われるものであると理解する。(2) 選挙公報の発行及び配布について、選挙公報の発行の手続きについて何ら違法・不当な点がないため、杉並区の契約及び支出に関する規定に基づき適正に予算執行を行ったものである。

4 杉並区職員措置請求書で主張されている請求人への反論、この箇所は文言整理等行い、少々表現を変えた箇所があります。(1) 請求人は、「絵と文字の一体的表現」（以下「イラスト表現」という。甲第1号）を掲載した「杉並区議会議員選挙 選挙公報」を発行したことは選挙公報条例及び「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」（以下「性の多様性尊重条例」という。）に違反する「差別助長表現」である旨主張するが、具体的にいかなる点がこれらの条例に違反するかが明らかでない。当該以降は、請求人の記載の説明を加えて、当該区議会議員候補者は、選挙公報において「女性スペースに男を入れるな！「性自認条例」を改廃し女性の人権を守る」との主張と併せてイラスト表現を載せていると考えられるが、これは、選挙公報条例第4条にある「選挙公報における品位保持」に明らかに違反しているものとはいえず、同条例第5条第1項に従い発行したもので、請求人の主張する違反には当たらない、としています。(2) この部分は、平成24年の国会で、人権委員会の設置法案の審議があり、一部資料の引用をしていましたが、資料が古い等ありましたので割愛し、請求人は、選挙管理委員会委員長及び各委員が選挙公報条例第4条の規定による責務を果たしていない旨主張するが、同条で規定する品位保持については、選挙公報条例第3条及び第5条第1項の規定により選挙公報原稿の掲載を申請

局長	<p>した候補者がその責を負うもので、請求人の主張は当たらない。また、請求人は、選挙管理委員会委員長及び各委員が選挙公報条例第4条に規定する「選挙公報における品位保持」に当該イラスト表現が合致しているかの確認を怠り、個人の尊厳と名誉を傷つける差別助長表現の訂正を当該区議会議員候補者に求めずに選挙公報に掲載したことは選挙執行規程第79条に違反し、選挙公報発行経費の不当な支出であると主張するが、選挙公報の申請書類については事前審査の段階からチェック表を用いて丁寧な確認作業を行っている。こうしたことから、本件においては、請求人が主張する「差別助長表現」を「人権侵害」と捉えるとしても、人権侵害とは「①特定の者に対して、②その有する人権を侵害する行為であり、③司法手続においても違法と評価される行為」と見なされ、当該イラスト表現は、4(1)で述べたとおり、当該区議会議員候補者の「性の多様性尊重条例」を改正又は廃止するという主張のためのものであると考えられ、少なくとも特定の個人に対してその尊厳と名誉を傷つけるものとはいえないため、当該選挙公報への掲載を行ったものである。(3)この個所は特に変更はなく、請求人は、今回の「選挙公報発行経費」の執行は、憲法第99条違反であると主張している。その趣旨は明らかでないが、以上4(1)及び(2)で述べたとおり、本件に違法・不当な点はなく、憲法第99条に違反するものでもないため、「選挙公報発行経費」の不当な支出であるとの請求人の主張は当たらない。(4)「区政における損害の発生」について、請求人は「差別助長表現」が選挙行動に与えた影響は計り知れないと主張するが、その内容は抽象的なものにとどまり、具体的な内容は示されていない。いずれにしても、本件選挙公報の発行に違法・不当な点はなく、区政における損害を発生させたということとはできない。</p> <p>以上のとおり、選挙管理委員会は選挙公報条例及び選挙執行規程に基づき適正な手続きを経て予算執行を行っており、また、当該区議会議員候補者に係る選挙公報は、特定の個人の人権を侵害したのではなく、杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に違法・不当な点はないため、選挙管理委員会委員長及び各委員並びに事務局長は、区民に対し謝罪や執行額の返還を含む責任を負うものではないことは明らかであり、請求人の主張は全て当たらないものと主張する。ただし、請求人が主張する「基本的人権と個人の尊厳を保障する選挙公報の発行を行い、憲法を遵守して公正な選挙を実施すること」の部分については同意し、引き続き適正な選挙の執行に努めていく。以上となります。</p>
委員長	議案第10号について質問はありますか。
小井委員	<p>抗弁書3ページ「性の多様性尊重条例」の箇所の記述は必要ですか。この書き方だと候補者は改正又は改廃を主張していると選挙管理委員会が推測していることとなります。あくまでも候補者の主張であって、当委員会の考え等は不要と考えます。</p>
局長	人権侵害の要件である特定の個人を指しているのではないとの意見を補強したものです。
委員長	人権侵害、個人の尊厳を侵害しているのではないということを強調する必要がある。候補者はこう考えているとの選挙管理委員会の主張なのであっても良いと考えます。
職務代理	候補者は条例反対を主張しています。
与島委員	候補者の主張なので「考えられ」を削除してはどうですか。
職務代理	4(1)にも似たような記述があります。性の多様性尊重条例の記述は事実なのであっても良いが、イラスト表現はそのために載せたかは考える必要は

	ないと考えます。候補者は「性の多様性尊重条例」と言っていますか。
局長	「性自認条例」と言っています。
職務代理	候補者の主張する「性自認条例」という事実で書いたほうが良いと思います。考えられるといった深読みはしない方がよいです。
小井委員	記述のとおりに書いたほうが良いです。
局長	確認しますが、4 (1) 「性自認条例」の記述は「イラスト表現を載せており」、(2) 「改正又は廃止を主張しており」という事実のみ記載するという訂正をします。
小井委員	4 ページ (4) ですが、「その内容は抽象的なものにとどまり」当委員会の考えなので削除してはどうですか。また、「いずれにしても」も削除してはどうですか。
委員長	「いずれにしても」以降は、4 全体のまとめのようなものなので少し離して記述してはどうですか。
局長	「その内容は抽象的なものにとどまり」は削除し、「いずれにしても」以降は、一行替えて少し離します。なお、指摘の部分を修正して再度お示しします。
局長	修正したものを提示しますので確認ください。抗弁書3 ページ4 (1) (以下「性の多様性尊重条例」という。) を削除、下から3行目「イラスト表現を載せていると考えられる」を「イラスト表現を載せており」に変更、4 (2) 「性の多様性尊重条例」を「性自認条例」に変更、「主張のためのものであると考えられ」を「主張しており」に変更、4 ページ (4) 「その内容は抽象的なものにとどまり」を削除、「いずれにしても」以降の文を行替えし一段下げました。
与島委員	条例の名称が、請求人は「性の多様性尊重条例」と言い、候補者は「性自認条例」と表記していますが、こういう表記で良いのでしょうか。
職務代理	請求人、候補者の主張する事実をそのまま載せていますので問題ないと思います。
委員長	議案第10号については修正したものを監査委員へ提出でよろしいでしょうか。
一同	異議なし
局長	議案第10号の審議が終了したので、本委員会の非公開の解除と提案します。
委員長	本委員会の非公開を解除しますがよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	報告事項はありますか。
局長	議案に記載はありませんが、監査請求にあります選挙公報について東京新聞の取材があり、その記事が今日出ましたのでインターネットの記事をお示ししました。なお、その他の案件はございません。
委員長	他に何かありますか。無いようでしたら第16回定例会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第16回定例会 令和6年5月1日分
					会議録が案を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。

